

持続化給付金のお知らせ

 \sim 最大100万円が給付されます $m{\sim}$

「持続化給付金」は、新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受ける 事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。

ポイント

- ①税務申告をした農業者が対象になります。 昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。 ※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。
- ✔ 2019年の、確定申告(所得税)又は住民税の申告のいずれかを行って いれば、申請が可能です。
- ✔ 昨年の事業収入を基に支払われますので、昨年赤字申告の方も対象です。
- ②新型コロナウィルス感染症拡大の影響等により、 今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を 12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。 (畜産・茶・園芸の市場価格の下落等)
- ✓2020年1~12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収 (※)の50%以下であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
- ※2019年の平均月収は、<u>申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額</u>。

給付額の計算方法(上限:100万円)

給付額=2019年の年間事業収入- (申請対象とする月の収入×12か月)

③パソコン・スマホで申請可能です。

「持続化給付金」 を装った詐欺に ご注意下さい。

- ✔ 申請に係る必要書類(JAの販売実績・農協青色申告会員の申告書)等の 相談は農家経営支援センターで受け付けております。
- ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
- ④申請期限は、今和3年1月15日までです。

今後のコロナ対策事業について

- ①経営維持・再建の為の資金繰りの確保
- ②野菜の価格下落に対する支援
- ③次期作に取り組む高収益作物生産者への支援
- ④肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用の支援
 - ✔ 上記の事業につきましては、詳細が分かり次第、部会もしくは営農座談会等 を通じて周知させて頂く予定です。



